平成２９年（フ）第４６９４号
大阪市住之江区新北島３丁目７番45―709号
債務者　西山　　琴（旧姓岩村）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７０９号
大阪市西区千代崎２丁目４番10号　301
債務者　山本加津代（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０５９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1020番地５　スルス門松301号
破産者　緒方　祐弥
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７９号
福岡市博多区千代５丁目13番11―202号
破産者　木元　和博
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９２号
福岡市早良区西新１丁目11番18―1006号
破産者　鰐渕　純一
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３０号
静岡県沼津市西間門155番地の２　１Ｆ、前住所静岡県沼津市宮前町15番地の１　越山マンション201
破産者　遠藤　自範
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
福岡県久留米市国分町748番地　古賀第一ビル302号、開始決定時の住所福岡県糸島市南風台６丁目12番３号
破産者　徳永　　伸
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５３７号
福岡市西区周船寺２丁目14番29―301号
破産者　遠藤　一成
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５９５号
福岡市西区今宿３丁目12番36―201号
破産者　西　　雄真
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２５号
福岡市博多区博多駅東１丁目４番８―301号
破産者　阪上　真樹
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９号
新潟県三条市猪子場新田2165番地53
破産者　小林　　博
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第８０号
沖縄県宜野湾市赤道２丁目１番３―301号　仲村アパート
破産者　岡坂　健一
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５１０号
札幌市白石区本通３丁目南１番13―203号
破産者　津嶋　克幸
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１１号
札幌市白石区本通３丁目南１番13―203号
破産者　津嶋加緒里（旧姓木村）
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５５号
仙台市泉区長命ケ丘５丁目１番地の15　メゾン長命305
破産者　笠松　皇子
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
群馬県桐生市境野町６丁目471番地の４
破産者　渡邊　昌敬
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２５５号
埼玉県草加市吉町４―９―４　エステートコスモスＰａｒｔⅢ202、住民票上の住所埼玉県草加市稲荷４丁目25番８号
破産者　浅井　博幸
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
埼玉県春日部市備後東２丁目５番40号
破産者　阿部　素子
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
埼玉県草加市松原２丁目４番20―701号
破産者　佐藤　光晴
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係